

第五管区海上保安本部の船舶の修繕に関する技術審査基準【平成 21.3 改正】

「五船管 第 3 8 5 号 平成 2 1 年 3 月 3 0 日」

1. 技術審査基準

(1) 施設及び設備

参入希望者は、技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて船舶の修繕に必要な次の「船台及び修繕ドック」、「クレーン」、「係船岸壁及び栈橋等」の諸設備を有すること（借上げを含む）。

[船台及び修繕ドック]

- ・ 入渠した船舶のプロペラ軸の抜き出しを行える十分な長さを有すること。
- ・ 舵軸の抜き出しができること。ただし、水中抜き出しでも可とする。
- ・ 巡視艇Ⅱ類(軽合金)の参入希望者で、引上げ船台を使用する者は専用架台を保有していること。

[クレーン]

- ・ 機関室主機関下の内底点検が不可能な船舶の修繕において、主機関の組立状態で吊上げが可能なクレーンを有すること。
- ・ 修繕において重量物の吊上げが可能なクレーンを有すること。
- ・ 主機関換装を行う船舶の修繕への参入希望者は、主機関を組立状態で吊上げが可能なクレーンを有すること。

[係船岸壁及び栈橋等]

- ・ 係船岸壁及び栈橋等は、修繕を行う船舶を係留したときに十分な余裕水深が確保されていること。また正常に係船索がとれること。
- ・ 対応可能な陸電等諸設備があること。  
(係船岸壁等は短期臨時借用を含む。)
- ・ 主機関換装を伴う修繕にあつては、その主機関の搬送経路が確保されていること。

(2) 技術者及び技能者並びに修繕体制

① 技術者の要件

技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて次に定める要件に適合した技術者を別表 1 に掲げる人数以上雇用（臨時雇用を含む）していること。

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院、大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による旧専門学校（以下、「大学等」という。）において船舶、機械、電気等船舶修繕に関する学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する 3 年以上の実務経験を有する者。

ロ 大学等において上記以外の工学に関する学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する 5 年以上の実務経験を有する者。

ハ 大学等において工学以外の学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する 7 年以上の実務経験を有する者。

ニ 上記イからハに掲げる者以外のものにあつては、船舶の修繕技術に関する 1 5 年以上の実務経験を有する者。

② 技能者の要件

イ 「技術審査の区分」の（鋼）の区分については2.（2）②ニ（イ）の鋼船の溶接技能者を雇用していること（臨時雇用を含む）。

ロ 「技術審査の区分」の（軽合金）の区分については2.（2）②ニ（ロ）の軽合金の溶接技能者を雇用していること（臨時雇用を含む）。

ハ 「技術審査の区分」の（FRP）の区分については2.（2）②ニ（ハ）のFRP積層技能者を雇用していること（臨時雇用を含む）。

ニ 「技能者」とは次の要件に適合する者とし、人数を様式3-1に記載すること。

（イ）鋼船の溶接技能者は、船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）又は財団法人日本海事協会の鋼船規則に規定された技量試験に合格した者であって鋼製の船舶の製造又は修繕に関して3年以上の実務経験を有すること。

（ロ）軽合金の溶接技能者は、財団法人日本海事協会の高速度船規則に規定された技量試験に合格した者又はJIS Z 3811に基づき社団法人軽合金溶接構造協会が実施するアルミニウム溶接技術検定試験に合格した者であってアルミニウム合金製の船舶の製造又は修繕に関して3年以上の実務経験を有すること。

（ハ）FRP積層技能者は、FRP製の船舶の製造又は修繕整備に関して3年以上の実務経験を有すること。

③ 修繕体制の要件

技術者の指導のもとで、船舶の修繕を実施できる体制であること。ただし、外注して行うものについては、外注先を適正に管理できること。

(3) 品質管理体制

品質管理体制に関して次のいずれかに該当していること。

① 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2に基づく製造事業所の認定を受けていること。

② ISO9001適合の認証を取得していること。

③ 次に掲げる事項につき、十分な体制を有していること（別添「品質等管理体制の考え方」を参照すること）。

イ 品質管理

ロ 工程管理

ハ 安全管理

ニ 官給品等管理

ホ 検査・記録

ヘ 不具合管理

ト 品質管理体制表

(4) 修繕実績

技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて別表2に掲げる修繕実績の基準に適合していること。また、船舶の修繕において特別の問題を生じていないこと。

(5) 守秘義務の要件

守秘義務については、社内規程等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。ただし、巡視船艇及び特殊警備救難艇以外の船舶の技術審査を受けようとする者にあつては、この限りではない。

## 2. 技術審査の申請

技術審査を受けようとする者は、次の資料を第五管区海上保安本部船舶技術部長に提出しなければならない。

すでに取得した技術審査が有効な期間内に新たに変更が生じた場合には、変更が生じた技術審査資料のみを提出するものとする。

- (1) 技術審査申請書（船舶修繕）（様式1）
- (2) 技術審査資料
  - ① 船舶修繕施設・設備調査表（様式2）
  - ② 技術者及び技能者並びに修繕体制（様式3-1）、技術者調書（様式3-2）、技能者調書（様式3-3）
  - ③ 品質等管理体制（様式4）
  - ④ 船舶修繕実績（様式5）
  - ⑤ 守秘義務を履行できることを証明できる誓約書及び社内規程等の写し（巡視船艇及び特殊警備救難艇に係る技術審査を受ける者に限る）

## 別 添

### 品質等管理体制の考え方

次を満足するような品質等の管理体制が構築されていること。

#### 1 品質管理

(1) I類及びII類(別表1 技術者の基準(五管区所属分)「技術の審査区分」に掲げる区分(以下同じ))

##### ① 自主検査体制

イ 船舶の修繕を実施する事業所毎に修繕部門から独立した品質管理又は自主検査を行う組織が存在すること。

ロ 上記の組織において、品質管理又は自主検査に係る責任者及び必要に応じて代理者(以下「責任者等」という。)が選任されていること。

ハ 責任者等は、修繕又は自主検査に係る十分な経験及び技量並びに船舶安全法(昭和8年法律第11号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等関係法規に関する知識を有すること。

##### ② 自主検査の方法

イ 自主検査の実施方法、必要な設備、機器及び備品類等の品質管理に関する既定が定められていること。

ロ 自主検査の実施方法には、以下の事項を含むこと。

a 責任者等の選任方法及び権限

b 外注工事の確認検査の方法及び合否の判定基準

c 自主検査における合否の判定基準

d 過去の記録等の活用方法

③ ①及び②の規定にしたがって、自主検査が行われていること。

(2) III類(別表1 技術者の基準(五管区所属分)「技術の審査区分」に掲げる区分(以下同じ))

① 品質管理及び自主検査が行われていること。

② 責任を持って品質管理及び自主検査を行う者が置かれていること。

③ 自主検査の実施方法、必要な設備、機器及び備品類等の品質管理に関する規定が定められていること。

#### 2 工程管理

(1) I類及びII類

① 修理施工要領、修理日程表が作成されていること。

② 修理の進行状態を確認する者を定め、進行状態の把握、適切な処理が可能な体制であること。

(2) III類

(1)に準じた体制が取られていること。

#### 3 安全管理

(1) I類及びII類

① 火災防止、高所作業及び外注業者安全規定などの安全管理規定が定められていること。

② 定期的に巡視していること。

(2) III類

責任を持って安全管理を行う者が置かれていること。

4 官給品等管理

(1) I類及びII類

① 官給品、購入品を安全に保管できること。

② 官給品、購入品を安全に保管ができる専用の区画を定めていること。

③ 外注品については外注先に対し、品質管理に係る監査を行い、良好な品質管理を行わせるようにしていること。監査の結果、発見した不具合については是正させていること。

(2) III類

① 官給品、購入品を安全に保管できること。

② 外注先に対し、良好な品質管理を行わせるようにしていること。

5 検査・記録（I類、II類及びIII類共通）

修繕工事の進行状態に関する記録、自主検査及び監査の記録並びに関係法規及び仕様書に基づき実施した試験又は検査の記録が作成され、適切な期間保管されていること。

6 不具合管理

(1) I類及びII類

① 不合格工事等に係る措置

受入検査等に合格しなかった外注工事、自主検査に合格しなかった修繕工事又は関係法規及び仕様書に基づき実施した試験若しくは検査に合格しなかった修繕工事（以下「不合格工事」という。）について、再工事の措置が確実にとられていること。

また、不合格工事発生の原因を究明し、再発防止措置が講じられていること。

② 修繕工事終了後に発生した故障等に係る措置

その原因を究明し再発防止措置がとられること。また、故障等が発生した修繕工事について、再工事等の措置がとられていること。

(2) III類

(1)に準じた体制が取られていること。

7 品質管理体制表

(1) I類及びII類

品質管理体制表を作成していること。

(2) III類

品質管理者がいること。

別表 1 技術者の基準(五管区所属分)

技術審査を受けようとする船舶の区分に応じて下表に示す技術者数を雇用(臨時雇用を含む)していること。

技術審査の区分	船舶の区分	技術者			
		船体部	機関部	電気・計器部	武器部
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船(せつつ)	1名	1名	1名	1名
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(きい・とさ)	1名	1名	1名	1名
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(よしの、みなべ)	1名	1名		1名
	180トン型巡視船(こうや・びざん・さんれい・あらせ)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船(かつらぎ)	1名	1名		1名
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(わかづき)	1名	1名		1名
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(みのお・はるなみ・ふどう・ぬのびき)	1名			1名
	30m型巡視艇(むろづき、あわぎり)				
	20m型巡視艇(きくかぜ・うずかぜ・とさみずき等23隻)				
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやて)	1名		1名	
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船(うずしお)	1名			/
	23m型灯台見回り船(こううん)				
特殊警備救難艇・実習艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇(あくありうす・とりとん・かすとる・すこおぴお・あるでばらん・CL23-M1)、警備艇らいでん	1名			/

注 武器部については、武器搭載船舶に限り、船体部、機関部、電気・計器部と兼任することができる。

別表 2 船舶修繕実績の基準(五管区所属分)

技術審査を受けようとする船舶の区分に応じて過去3年間に下表に示す総トン数、船質、航行区域の条件を満たす船舶の修繕について下表に示す隻数の実績を有していること(船舶とは、巡視船艇等に限らず、一般船舶を含む)。

技術審査の区分	船舶の区分	総トン数	船質	航行区域	隻数
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船(せつつ)	700(1000)トン以上	鋼	遠洋	1
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(きい・とさ)	80(140)トン以上	鋼	近海以上	1
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(みなべ・よしの)	80(140)トン以上	軽合金	沿海以上	1
	180トン型巡視船(こうや・びざん・さんれい・あらせ)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船(かつらぎ)	80(140)トン以上	軽合金	沿海以上	1
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(わかづき)	—	軽合金	沿海以上	1
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(みのお・はるなみ・ふどう・ぬのびき)	—	鋼	沿海以上	1
	30m型巡視艇(むろづき、あわぎり)				
	20m型巡視艇(きくかぜ・うずかぜ・とさみずき等23隻)				
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやて)	—	軽合金	沿海以上	1
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船(うずしお)	—	鋼	沿海以上	1
	23m型灯台見回り船(こううん)				
特殊警備救難艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇(あくありうす・とりとん・かすとる・すこおびお・あるでばらん・CL23-M1)、警備艇らいでん	—	FRP	沿海以上	1

※1 総トン数の欄中、( )外は新トン数を、( )内は旧トン数、「—」は条件なしを示す。

※2 技術審査の区分の各Ⅰ類及び各Ⅱ類の船舶修繕実績について当分の間、各区分の新造船建造実績を含めることができる。

また、当分の間、巡視船Ⅰ類(軽合金)の船舶修繕実績には350トン型巡視船(とから型に限る)及び180トン型巡視船の修繕実績を算入することができる。

※3 巡視船艇Ⅲ類(鋼)、巡視艇Ⅲ類(軽合金)、巡視艇・特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)、特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)、放射能調査艇Ⅲ類(軽合金)、測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)、測量船Ⅲ類(軽合金)及び特殊警備救難艇・灯台見回り船・実習艇Ⅲ類(FRP)の実績には第1種、第2種及び第3種漁船を含めることができる。